

1 1 月

日 月 火 水 木 金 土

					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第80号を発行させていただきます。
消費税が10%に増税されてから初めてスマホでキャッシュレス決済を体験しました。ポイント還元対象のお店では今後利用していこうと思っています。

今月は、和歌山県那智勝浦町にある熊野那智大社と西国三十三所の第1番札所的那智山青岸渡寺に参拝に行った際に撮影した写真をご紹介します。



(写真は、那智山青岸渡寺の本堂です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**消費税軽減税率制度に対応した経理処理について その2、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**塩が泣いている その2** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 消費税軽減税率制度に対応した経理処理 について その2

先月1日から消費税の軽減税率制度が始まりましたので、その制度に対応した経理処理についてご紹介させていただきます。

ポイント還元制度の仕訳について説明させていただきます。

(購入者側の処理)

○ポイント取得時の処理

クレジットカードで5万円の消耗品を購入。この取引により2,500円のポイントを付与された場合の経理処理

借方科目	金額	貸方科目	金額
消耗品費 (課税対象)	50,000	未払金	50,000

*ポイントを付与されたことの経理処理はしなくても構いません。今回の購入で「値引」されたわけでもなく、ポイント自体も有効期限が過ぎると失効してしまうことがあるためです。

○ポイント利用時の処理

クレジットカードで2万円の消耗品を購入。この取引により前回付与されたポイント2,500円を利用し、残りの17,500円をクレジットカードで支払う。

借方科目	金額	貸方科目	金額
消耗品費 (課税対象)	20,000	未払金	17,500
		雑収入 (不課税)	2,500

*ポイント利用時には、利用したポイントを「雑収入」として経理処理します。この「雑収入」には、消費税が含まれていませんので、「消費税不課税」となります。

○値引（即時還元）時の処理

キャッシュレス決済業者によっては、購入時にポイントを付与するのではなく、購入時に即時に値引をしてくれる還元方法も混在しています。

値引（即時還元）の場合を例に挙げて説明いたします。

クレジットカードで2万円の消耗品を購入。この取引で5%の1,000円を値引（即時還元）し、残りの19,000円をクレジットカードで支払う。

借方科目	金額	貸方科目	金額
消耗品費 (課税対象)	19,000	未払金	19,000

*値引（即時還元）の場合は、前ページの例のように「雑収入」を利用せず、値引き処理をします。



(写真は、那智山青岸渡寺から那智の滝の眺めです)

ここまでは消費者側の経理処理を説明いたしましたが、ここからは販売者側の経理処理を説明させていただきます。

(販売者側の処理)

○ポイント付与時の処理

クレジットカードで5万円の消耗品を売却。この取引

により2,500円のポイントを付与した場合の経理処理

借方科目	金額	貸方科目	金額
未収入金	50,000	売上高 (課税対象)	50,000

*ポイントを付与したことの経理処理はしなくても構いません。

○ポイント利用時の処理

クレジットカードで2万円の消耗品を売却。この取引により既に付与されていたポイント2,500円を利用し、残りの17,500円をクレジットカードでの決済。

借方科目	金額	貸方科目	金額
未収入金	20,000	売上高 (課税対象)	20,000

*ポイントを利用されたことの経理処理はしなくても構いません。

(クレジットカード会社からの入金)

借方科目	金額	貸方科目	金額
預金	17,000	未収入金	17,500
支払手数料 (非課税)	500		

*クレジットカード会社から差し引かれる手数料については、消費税は非課税となります。この手数料については、消費税が非課税でない場合もありますので、また別の機会に説明させていただきます。

(ポイント使用分の入金)

借方科目	金額	貸方科目	金額
預金	2,500	未収入金	2,500

簡単ではありますが、ポイント還元制度の経理処理の説明はここまでとさせていただきます。

【参考文献】

・国税庁リーフレット 「消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド ～区分経理（記帳）から消費税

申告書作成まで～」



(写真は、那智の滝です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

消費税軽減税率関連

日経新聞に「ポイント還元手探りの船出 方法・上限、各社バラバラ 不正の懸念、依然根強く」、「スマホ決済に追い風 利用者急増システムトラブルも」などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府は景気下支え策と東京五輪などをにらんだキャッシュレス化推進を狙うが、制度の複雑さを懸念する声が多い。
- ・一口にポイント還元といっても、決済会社や店舗によって還元手法がバラバラな点だ。
- ・決済手段によっては決済額の5%を店頭で即時値引きすることから、換金性の高い商品の転売で不正に利益を得るリスクが指摘されている。
- ・店舗側が複数のカード会社と契約していても、個別に申請しなければ還元対象にならず、消費者がカード決済しても一部の決済が還元されない懸念もある。
- ・コンビニエンスストアではスマートフォン決済で支払を済ませて恩恵を受ける消費者の姿も目立ち、制度を追い風にスマホ決済は拡大の兆しを見せている。

- ・外食やコンビニの一部でシステムトラブルが起き、軽減税率を巡る戸惑いも広がった。

などと書かれておりました。

＊プライベートでキャッシュレス決済を利用するのは、気軽でいいのですが、事業用の経費決済でキャッシュレス決済を利用すると利用した決済業者ごとに違いがあるので、経理処理が複雑になるので、利用するかどうか迷ってしまいます。



(写真は、熊野那智大社の本殿です)

企業の税務手続き関連

日経新聞に「請求書 紙の保存不要に 企業の税務手続き完全電子化 軽減税率対応しやすく」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・税制は普及するクラウド上の会計サービスへの対応が後手に回っていた。財務省が改正を検討する電子帳簿保存法もその一つだ。
- ・11月から本格的に始まる与党の税制調査会での議論も踏まえ、2020年度の税制改正大綱に電子帳簿保存法の改正方針を盛り込む。
- ・クラウドの会計サービスを使えば、領収書や請求書をスマートフォンで読み取ったり、電子データにしたりして、複雑な会計・税務をほぼ自動的に処理できる。ただ、消費税の控除や納税額を計算する根拠となる領収書や請求書は紙での保存義務がかかる。

- ・財務省は一定の条件を満たせば、請求書をデータのみで保存することを認めている。ただ、それには請求書のデータに特別な認証をつける必要があり、手間やコストがかかる。
- ・中小企業がクラウドサービス活用に踏み切れない一因にもなっている。そこで一定の条件を満たしたクラウド会計サービスを使えば、現行ルールを緩和し、企業の税務書類を完全に電子化することを認める。

などと書かれておりました。

＊領収書や請求書のデータ保存がしやすくなっただけでクライアント先様に導入していただけるので、どのように改正されるのかを見届けたいと思います。



(写真は、熊野那智大社からの眺めです)

4 塩が泣いている その2

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、「塩欠乏症からくる症状」をご紹介します。

参考文献には、

- ・①新陳代謝の衰え
ケガが治りにくい、肌のツヤが無くなる。
- ・②食欲の減退
体力の低下、吐き気、下痢、便秘など胃腸障害。
- ・③筋肉疲労

反応の鈍化、足腰の痛み、筋肉痛、けいれん。

④心臓の機能低下

血圧低下による脳梗塞、脳軟化症、老人性痴呆症の発生。

⑤腎臓の機能低下

尿の中に出した塩分を再吸収しようとして過労状態を引き起こし、機能が低下する。

などと書かれておりました。

前は、「塩欠乏症からくる症状」を簡単に取り上げさせていただけでしたので、今回はそれぞれの症状がどういうものかを取り上げさせていただきました。減塩をし過ぎると参考文献に書かれているように身体にとっても重要な機能が低下してくるようです。

病院の先生に言われたからそのまま従うのではなく、自分でも情報収集して納得できるまで質問してみることも必要なのではと思います。

次回も引き続き「塩」について取り上げさせていただきます。

【参考文献】

- ・塩が泣いている 監修 医学博士 真弓 定夫 発行所 美健ガイド社

5 編集後記

那智勝浦町に行く途中に奈良県の山あいの道路を車で通った際に撮影した上北山村の写真です。温泉もあるので、今度は温泉に入浴してみたいと思っています。



今月も最後までお読みいただきありがとうございました。